

電気関係資格及び電気工事業に係るQ&A

【質問事項】

電気主任技術者免状について

- 問1：電気主任技術者免状の取得方法を教えてください
- 問2：実務経験による申請の要件はありますか？
- 問3：実務経験による申請の流れを教えてください
- 問4：認定校での取得すべき単位科目は何ですか？
- 問5：どのような実務が認められますか？
- 問6：実務経験証明書の証明人は誰になりますか？
- 問7：窓口は何時から何時までですか？
- 問8：住民票の有効期限はありますか？
- 問9：以前の職場の実務経験で申請は可能ですか？
- 問10：取得単位が不足しているがどうすればよいか
- 問11：単位取得証明書が発行できないと言われたがどうすればよいか
- 問12：再交付の申請がしたいが免状番号や取得年月日がわからない
- 問13：免状の記載事項に変更があった場合、どのような手続きが必要ですか？

認定電気工事従事者認定証について

- 問14：認定電気工事従事者認定証の取得方法を教えてください
- 問15：どのような実務経験が認められますか？
- 問16：認定電気工事従事者に係る講習はいつどこで開催されていますか？
- 問17：講習修了証の有効期限はありますか？
- 問18：住民票の有効期限はありますか？
- 問19：返信用封筒の大きさは？
- 問20：現在は独立して個人事業主となっているが、証明人は誰であれば良いか？
- 問21：どれくらいの期間で発行されますか？

特種電気工事資格者認定証について

- 問22：特種電気工事資格者認定証の取得方法を教えてください
- 問23：どのような実務経験が認められますか？
- 問24：特種電気工事資格者に係る講習はいつどこで開催されていますか？
- 問25：講習修了証の有効期限はありますか？
- 問26：住民票の有効期限はありますか？
- 問27：返信用封筒の大きさは？

問 28：自家用発電設備専門技術者資格を取得（業務区分が据付工事又は保全部門のもの）しているが申請に必要な書類な書類は何ですか

電気工事業に係る手続きについて

問 29：自社施設内のみの配線工事等を行う場合も電気工事業の手続きが必要？

問 30：電気工事業に係る手続き窓口はどこですか？

問 31：主任電気工事士は本社のみを設置すれば良いですか？

問 32：標識は本社に掲げておけば良いですか？

問 33：主任電気工事士の雇用形態（パート等）に制約はありますか？

問 34：みなし登録の場合更新の手続きは必要ですか？

その他

問 35：電気主任技術者免状を取得していれば、電気工事士の資格は不要？

問 36：何故、500kW未満の自家用電気工作物（需要設備）には電気工事士の資格が必要？

【回答】

問 1

電気主任技術者免状の取得方法を教えてください。

【回答】

以下のいずれかの要件を満たした上、各々の窓口申請してください。なお、②の方法につきましては、申請前に窓口へお越しいただき、内容を確認させていただいておりますので、事前にご予約ください。

- ① 電気主任技術者試験の4科目すべて合格。（試験による取得）
（申請・問合せ窓口：一般財団法人電気技術者試験センター）
- ② 必要な実務経験を積む。（認定校卒業及び実務経験による交付申請）
（申請・問合せ窓口：各産業保安監督部（支部、署を含む。））

問 2

実務経験による申請の要件はありますか？

【回答】

認定校（例：大学の電気工学科、工業高校の電気科等）を卒業、かつ基準科目・単位を修得する必要があります。

問3

実務経験による申請の流れを教えてください

【回答】

関東東北産業保安監督部への申請の流れは以下のとおりです。

- ① 事前内容確認の予約を取る。(担当：技術係 TEL：048-600-0387)
- ② 予約日に来部し、実務経歴内容を担当者と確認のうえ、修正等調整を実施。
- ③ ①、②を数回繰り返し、最終提出の予約を取る。
- ④ 最終提出日に各書類を揃えて申請。
- ⑤ 内部審査（2～3ヶ月）で問題ないことを確認し、免状交付。

なお、①の予約状況については現在のところ大変混み合っており、数ヶ月程度先まで予約が埋まっている状況ですので、その旨ご留意いただきます様よろしくお願いいたします。

問4

認定校での取得すべき単位科目は何ですか？

【回答】

認定校、入学年によって異なりますので、当部HPにてご確認ください。また、FAX等で事前に担当が確認することも可能ですので、技術係あてにご連絡ください。

(当部HP～電気保安関係国家資格の申請の手引き～)

<http://www.safety-kanto.meti.go.jp/denki/shikaku/20011110denkihoan.htm>

問5

どのような実務が認められますか？

【回答】

1種の場合は5万V以上、2種の場合は1万V以上、3種の場合は500V以上の電気工作物に係る工事、維持及び運用の実務が認められます。具体例としましては、特別高圧又は高圧で受電している工場、ビル等の受変電設備に係る点検業務が挙げられます。

問6

実務経験証明書の証明人は誰になりますか？

【回答】

原則、設置者及び雇用主の代表者となります。

問 7

窓口は何時から何時までですか？

【回答】

完全予約制となっており、9時45分からお一人45分ずつ枠を設けております。なお、最終枠は16時からとなっております。

問 8

住民票の有効期限はありますか？

【回答】

申請前6ヶ月以内が有効期限です。また、本籍地の記載が必要です。

問 9

過去勤務していた会社の実務経験で申請は可能ですか？

【回答】

可能です。ただし、証明人は過去勤務していた設置者及び雇用主の代表者となり、証明人ごとに作成する必要があります。

問 1 0

取得単位が不足しているがどうすればよいか

【回答】

ある程度の不足であれば試験による補完制度が適用できます。具体的には電力、機械、法規のいずれかの科目、若しくは、電力と法規、機械と法規の組合せ科目が不足している場合において、不足している科目を試験にて科目合格することにより、不足単位を補完します。

問 1 1

単位取得証明書が発行できないと言われたがどうすればよいか

【回答】

単位取得証明書は必要書類ですので、当該証明書がない場合は申請することができません。

なお、電気科等、卒業された学科の事務担当へ直接問い合わせていただくと、発行していただける場合がありますので、まずは卒業された学科の事務担当等にご相談ください。

問 1 2

再交付の申請がしたいが免状番号や取得年月日がわからない

【回答】

おおよその取得年等、分かる範囲で記載項目を記入いただき、申請書を作成してください。不明の項目は、当方で照合確認を行いますので、空欄のままでも結構です。

問 1 3

免状の記載事項に変更があった場合、どのような手続きが必要ですか？

【回答】

手続きは必要ありません。ただし、紛失等により免状の再交付を行う際、記載事項に変更があった場合、変更後の内容を反映させた免状の再交付を行っております。

問 1 4

認定電気工事従事者認定証の取得方法を教えてください

【回答】

以下のいずれかの要件を満たしていることを確認の上、申請書類一式を電力安全課技術係宛にご郵送ください。

なお、申請書類につきましては、当部HPからダウンロードできます。

(申請要件)

- ① 第一種電気工事士試験合格証書を取得（第一種工事士免状未取得の場合）
- ② 第二種電気工事士免状、若しくは電気主任技術者免状を取得後、認定講習を受講
- ③ 第二種電気工事士免状、若しくは電気主任技術者免状を取得後、実務経験3年以上。

問 1 5

どのような実務経験が認められますか？

【回答】

一般用電気工作物（住宅等）又は最大電力500kW以上の自家用電気工作物（工場、大規模ビル等）に係る屋内配線等の電気工事が認められます。

問 1 6

認定電気工事従事者に係る講習はいつどこで開催されていますか？

【回答】

開催年によって異なる場合がありますので、一般財団法人電気工事技術講習センターへ直接お問い合わせください。

(お問い合わせ先)

一般財団法人電気工事技術講習センター

TEL : 03 - 3435 - 0897

問 1 7

講習修了証の有効期限はありますか？

【回答】

有効期限はございません。

問 1 8

住民票の有効期限はありますか？

【回答】

申請前3ヶ月以内が有効期限です。

問 1 9

返信用封筒の大きさは？

【回答】

認定証は8.5cm×6.5cmのカード状ですので、これが入る大きさのものであれば結構です。なお、切手は不要です。

問 2 0

現在は独立して個人事業主となっているが、証明人は誰であれば良いか？

【回答】

独立前の実務経験であれば、当時の雇用主となります。独立後個人事業主（一人親方）としての実務経験であれば、各都道府県にある電気工事工業組合の代表者又は2者以上の電気工事業者からの証明が必要になります。

問 2 1

どれくらいの期間で発行されますか？

【回答】

申請されてから概ね1ヶ月程度で交付しておりますが、講習終了直後は申請件数が多くなるため、認定証の到着まで更に日数を要することもあります。

問 2 2

特種電気工事資格者認定証の取得方法を教えてください

【回答】

以下のいずれかの要件を満たしていることを確認の上、申請書類一式を電力安全課技術係宛にご郵送ください。

なお、申請書類につきましては、当部HPからダウンロードできます。

(申請要件)

<ネオン工事の場合>

- ① ネオン工事試験合格証を取得
- ② 第一種又は第二種電気工事士免状を取得後、ネオンに係る工事に5年以上の実務経験を有し、かつネオン認定講習を修了

<非常用予備発電装置工事の場合>

- ① 非常用予備発電装置工事講習修了及び試験合格に関する証書を取得
- ② 第一種又は第二種電気工事士免状を取得後、非常用予備発電装置に係る工事に5年以上の実務経験を有し、かつ上記の認定講習を修了

問 2 3

どのような実務経験が認められますか

【回答】

<ネオン工事の場合>

一般用又は自家用（最大電力500kW以上の需要設備）電気工作物に係る工事のうち、ネオン用として設置される分電盤、主開閉器、タイムスイッチ、点滅器、ネオン変圧器、ネオン管及びこれらの付属設備の設置又は変更する工事が認められます。

<非常用予備発電装置工事の場合>

一般用又は自家用電気工作物（最大電力500kW以上の需要設備）に設置する非常用予備発電装置及びこれらの付属設備の設置又は変更する工事が認められます。

問 2 4

特種電気工事資格者に係る講習はいつどこで開催されていますか？

【回答】

開催年によって異なる場合がありますので、特種電気工事資格者認定講習を実施している各団体へ直接お問い合わせください。

(お問い合わせ先)

ネオン工事：公益社団法人日本サイン協会

TEL：03-3437-1526

非常用予備発電装置工事：一般社団法人日本内燃力発電設備協会

TEL：03-5439-4391

問 2 5

講習修了証の有効期限はありますか？

【回答】

有効期限はございません。

問 2 6

住民票の有効期限はありますか？

【回答】

申請前3ヶ月以内が有効期限です。

問 2 7

返信用封筒の大きさは？

【回答】

認定証8.5cm×6.5cmのカード状ですので、これが入る大きさのものであれば結構です。なお、切手は不要です。

問 2 8

自家用発電設備専門技術者資格（業務区分が据付工事又は保全部門のもの）を取得しているが申請に必要な書類な書類は？

【回答】

平成16年3月31日までに取得した資格であれば、問21で回答した申請要件＜非常用予備発電装置工事の場合＞①と同等ですので、合格証書に替えて当該資格のコピーを添付してください。

問 2 9

自社施設内のみの配線工事等を自社の社員自らが行う場合も電気工事業の手続きが必要？

【回答】

不要です。ただし、電気工事士法で規定されている電気工事に該当する作業（例えば電線同士の接続等）を行う場合、その作業者は施設の種別（一般用又は自家用電気工作物）に応じた電気工事士免状を取得している必要があります。

問 3 0

電気工事業に係る手続き窓口はどこですか？

【回答】

関東エリアにおいて、営業所が一つの各都県内のみであれば各都県庁、都県を跨いで2ヶ所以上ある場合は関東東北産業保安監督部となります。

なお、関東エリアと東北エリアを跨いで営業所が2ヶ所以上ある場合も関東東北産業保安監督部となりますが、関東東北エリア以外にも営業所がある場合（全国展開している場合等）については、経済産業省本省が窓口となります。

問 3 1

主任電気工事士は本社のみを設置すれば良いですか？

【回答】

一般用電気工事の業務を行う営業所ごとに設置する必要があります。（電気工事業法第19条第1項）

問 3 2

標識は本社に掲げておけば良いですか？

【回答】

標識は、各営業所及び電気工事の各施工場所（電気工事が1日で完了する場合を除く。）に掲示する必要があります。（電気工事業法第25条）

問 3 3

主任電気工事士の雇用形態（パート等）に制約はありますか？

【回答】

電気工事業法上、雇用形態の詳細を制約する規定はありませんが、主任電気工事士の職務等の規定（同法第20条）を確実に遂行出来ることが求められますので、正規雇用の社員等電気工事の作業管理を行える立場の方を選任していただく必要があります。

問 3 4

みなし登録の場合更新の手続きは必要ですか？

【回答】

みなし登録電気工事業者に関しましては、電気工事業法上の更新手続きはありませんが、建設業許可を更新した場合、電気工事業に係る変更の届出（同法第34条4項）が必要となります。

問 3 5

電気主任技術者免状を取得していれば、電気工事士の資格は不要？

【回答】

電気主任技術者免状は、電気事業法に基づく事業用電気工作物（自家用電気工作物を含む。）の工事、維持及び運用に関する保安の監督をするための資格です。従いまして、電気工事士法が適用される自家用電気工作物（最大電力500kW未満の需要設備）に関しましては、電気工事を行う者は第一種電気工事士免状を取得している必要があります。

問 3 6

何故、500kW未満の自家用電気工作物（需要設備）には電気工事士の資格が必要？

【回答】

自家用電気工作物に関しましては、電気主任技術者等が電気保安に関する十分な知見を有していることから、従来、電気工事士法の規制対象外とされておりました。しかしながら、中小ビル等の状況変化（電気事故の多発等）を踏まえ、500kW未満の自家用電気工作物（需要設備）についても、工事の実施段階で規制する必要が生じたため、昭和62年の改正で規制対象に加えられたものです。